附則第八条の表令和四年三月三十一日の項を削り、同表令和七年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第十三条を削り、附則第十二条を附則第十三条とし、附則第十一条を附則第十二条とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

（都市局参事官の設置期間の特例）

第十一条　第八十二条の参事官は、令和十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

（国土審議会令の一部改正）

第二条　国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成三十四年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項中「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同表平成三十七年三月三十一日の項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同表に次のように加える。

令和九年三月三十一日	特殊土壌地帯対策分科会	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項及び第三条第一項及び第五条	国土交通省国土政策局地方振興課

附則第二条第二項中「特殊土壌地帯対策分科会及び山村振興対策分科会」を「山村振興対策分科会及び特殊土壌地帯対策分科会」に改め、同条第三項を削る。

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中国土交通省組織令附則第二条の表の改正規定、同令附則第七条の表の改正規定及び同令附則第八条の表の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十六号

土地改良法施行令及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項及び第六項、第八十七条の四第一項（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）並びに第百二十六条並びに後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）第二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（土地改良法施行令の一部改正）

第一条　土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第一号の三中「第十二項」を「第十三項」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の一項を加える。

10　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第六項の規定により都道府県が湛水被害総合対策計画（豪雨により著しい湛水被害が発生するおそれがある地域における農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、農業用道路の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業と併せてその事業を行うことによりこれらの土地改良事業の効率が著しく高められ、かつ、その事業によりその施行に係る地域内の農用地の保全に寄与することが明らかである土地改良事業の施行に関する計画であつて、農林水産大臣が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）に従つて土地改良事業を行うべきことを申請する場合には、その土地改良事業は、次に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、その土地改良事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものでなければならない。

一　農業用用排水施設の新設、廃止又は変更

二　農業用道路の新設、廃止若しくは変更、区画整理、農用地の造成又は客土、暗渠排水その他の農用地の改良若しくは保全のため必要な事業

第五十条の二第二項に次の一号を加える。

七　当該施設更新事業が湛水被害総合対策計画に従つて行うものである場合にあつては、第五十条第十項各号に掲げる事業を併せ行うものに該当し、かつ、当該施設更新事業に係る受益地の地積の合計がおおむね二十ヘクタール（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行うものにあつては、おおむね十ヘクタール）以上となるものであること。

第五十条の二の二第三項中「第五十条第十二項及び第十三項」を「第五十条第十三項及び第十四項」に改める。

第五十条の二の十一を第五十条の二の十二とし、第五十条の二の十の次に次の一条を加える。

（急施の場合の要件）

第五十条の二の十一　法第八十七条の四第一項（法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　当該土地改良事業の施行に係る農業用用排水施設について、次に掲げる変更を要することとならないこと。

イ　当該農業用用排水施設に係る受益地の変更

ロ　当該農業用用排水施設の管理方法その他の事項につき農林水産省令で定める重要な部分の変更

二　当該土地改良事業の施行に係る地域内にある土地について法第三条に規定する資格を有する者が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該者が当該農業用用排水施設の管理に現に要する費用及び当該土地改良事業を行わないものとすれば当該農業用用排水施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ　当該土地改良事業に要する費用

ロ　当該土地改良事業の施行後の当該農業用用排水施設の管理に要する費用

第七十八条第一項第二号の八の次に次の一号を加える。

二の九　法第八十五条第一項、第八十五条の二第一項又は第八十五条の三第一項若しくは第六項の申請によつて都道府県が行う土地改良事業であつて、湛水被害総合対策計画に従つて行うものにあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域において行う事業にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額に相当する額